

自動販売機設置のための公有財産の貸付けに係る一般競争入札について

自動販売機設置のための公有財産の貸付けに係る一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年2月21日

佐久広域連合
広域連合長 柳 田 清 二

1 入札物件(貸付物件)

番号	住 所	施設名称 設置場所	貸付 面積	貸付期間	予定価格 (最低貸付価格)	設置台数 種別
1	佐久市下小田切544番地1	北部消防署庁舎 正面玄関ホール内	2.0 m ²	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日	126,291 円	1台 清涼飲料水
2	佐久市協和132番地2	川西消防署庁舎 正面玄関ホール内	2.0 m ²	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日	47,331 円	1台 清涼飲料水

※予定価格(最低貸付価格)は、貸付期間である3年分の税抜価格である。

2 入札者の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当しない者で（いずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）あること
- (2) 個人にあっては、佐久広域圏内に住所を有すること。また、法人にあっては、佐久広域圏内に本店を置いていることに限る。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、佐久圏域市町村から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 入札の日において、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績が過去3年間にあること。
- (6) 入札公告の日から入札の日まで期間において、次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - オ 役員など又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

3 契約条項等を示す場所及び問合せ先

佐久市取出町183番地 佐久広域連合事務局庶務課施設係
電話 0267-62-7721

4 入札参加申込書の配布場所、配布期間及び提出期限

- (1) 配布場所 佐久市取出町183番地 佐久広域連合事務局庶務課施設係
- (2) 配布期間 令和6年2月21日(水)から令和6年2月29日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 提出期限 令和6年3月13日(水)午後5時 必着

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月26日(火)午前11時から入札物件ごと
- (2) 場所 佐久市取出町183番地 佐久市振興公社ビル2階 共同会議室

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札する額の100分の5以上の額を入札保証金として、入札開始前までに納付してください。

ただし、佐久市財務規則第109条第1項(入札保証金の納付の免除)の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

7 契約保証金

落札者は、契約を締結するときまでに、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付してください。

ただし、佐久市財務規則第124条第3項(契約保証金の納付の免除)の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。詳細については別に渡す入札説明書を参照してください。

9 その他

詳細は入札説明書によります。